

## 徳島県規則第二十三号

徳島県契約事務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県契約事務規則の一部を改正する規則

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「において、」を「（第六条第六項を除く。）において」に改め、同条に次の二項を加える。

2 この規則において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

3 この規則において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。  
第三条の次に次の一条を加える。

（契約書の作成に代わる電磁的記録の作成）

第三条の二 前条の規定により作成することとされている契約書については、同条の規定により契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

2 前項の規定により電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代える場合における第四条の規定の適用については、同条中「記名押印しなければならない」とあるのは、「電子署名を行わなければならない」とする。

第六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。  
6 契約担当者は、前項の規定による書面の提出（第二項第三号の保証事業会社の保証を証する書面の提出に限る。以下この項において同じ。）に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証事業会社が定め、契約担当者が適当と認める措置を講じさせることができる。この場合において、契約担当者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。  
第六条に次の一項を加える。

9 契約担当者は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該保険会社が定め、契約担当者が適当と認める措置を講じさせることができる。この場合において、契約担当者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。

第九条第三項中「さきに」を「先に」に改め、同条に次の一項を加える。  
4 第三条の二第一項の規定により電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代える場合においては、前三項の規定は、適用しない。

第十条第一項中「第六条第六項」を「第六条第七項」に、「又は一部」を「若しくは一部」に改め、同条第二項第一号中「第二十条第一項」を「第十三条第一項第十号」に、「得ない者」を「得ないもの」に改める。

第二十三条第三項中「第百六十七条の八第三項」を「第百六十七条の八第四項」に改め

る。

第二十三条の二第二項中「(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)」を削り、同条第三項中「朱書き」を「朱書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の徳島県契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約(同日前に改正前の徳島県契約事務規則第十六条の規定による公告、同規則第二十九条第二項の規定による通知又は同規則第三十二条の規定による契約書案その他見積りに必要な事項の提示を行ったものを除く。)について適用する。

(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

3 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。